

長岡京市教育振興基本計画

<改定版>

(概要版)

「心のふれあい」を大切に
「生きる力」をはぐくむ

長岡京

2016年(平成28年)3月

長岡京市

1. 基本理念



長岡市の教育は、憲法と教育基本法にのっとり、人間の尊厳を基盤として、確かな見通しをもち主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の形成を目指すものです。

学校教育において

生涯にわたる学習の基盤を培い、知・徳・体の調和のとれた発達を図ることにより、真理を探求し、正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、国際感覚を身につけ、自主的精神に満ちた心身ともに健全な人間の育成に努めます。

社会教育において

多様化する社会の中で、基本的人権の尊重を基盤に、世代を超えて、住みつづけたいまちを創造する、意欲と実践力のある人間の育成に努めます。

これらを達成するため、社会の様々な教育機能を有機的に連携付け、生涯にわたって学び続けることができる学習環境を充実し、学校・家庭・地域社会の連携による**教育の充実・向上（循環）**を目指します。

教育の循環

大人から子どもへ

大人は、子どもたちが楽しく学び、遊び、また豊かな人間性を身につけられるよう、感動、思いやりの心を感じられる機会を少しでも多く得られるよう、協力します。そして、長岡市の歴史・文化やコミュニティ活動の意義などを伝え、地域への誇り・愛着をはぐくんでいきます。

子どもから子どもへ

子どもは、友達と一緒に遊びや学習などを多く経験できるようにすることで、協調性や互いを思いやり、尊重する気持ちをはぐくむこととあわせ、地域に一生の財産となる友人のつながりをつくっていきます。

大人から大人へ

大人は、大人同士で交流や教え、学び合う機会を通して、仲間を作り、生きがいにつないでいくとともに、多忙でなかなか生涯学習活動に参加できない人が、可能な範囲で新しい出会いやつながりを見つけられるよう、協力・支援をすることで、地域に居場所を持つ人を増やしていきます。

■計画策定の背景■

平成22年度の「教育振興基本計画」策定から5年が経過し、教育制度や社会情勢、経済状況など、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしています。こうした状況を踏まえて、これまでの施策・事業の進捗を振り返り、後半の計画に反映するため中間見直しを行い、市としてその実現に向けて計画的に取り組んでいきます。

■計画の位置づけ・計画期間■

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地域の実情に応じた、教育の振興のための施策に関する基本的な方向や講すべき施策等を定めるものです。

長岡京市教育振興基本計画は、平成23年度から10年間に目指すべき教育の目標像を示すとともに、その実現に向けて計画的かつ重点的に取り組むべき施策を定めています。

本計画は、計画策定から5年が経過したことを受け、これまでの取り組みの検証とともに、以降の実施に向けて見直しを図るものとなります。

2. 取り組みの目標

生きる力の育成

「すべての子どもに、自立した個人として成長し
社会で生きていく基礎を育てる」

未来を生きる子どもたちすべてが、生きがいを見つけ、自分の居場所をみつけ、自己実現を図りながら地域を含む社会と関わることができる長岡京市にして
いきたいと考えています。

生涯学習社会の実現

「市民一人ひとりが、生涯にわたって、
あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、
その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指す」

市民一人ひとりが自らのニーズに基づいて学習した成果を、地域の大人や子ども、
そして、地域社会に還元する機会があり、その知識や技能、考え方などが広がって
いくことで社会全体の持続的な教育力の向上が図れる長岡京市にしていきたいと
考えています。

3. 施策展開において重視すること

子どもに身につけてほしい力

思考し、判断し、選択し、表現できる力

学校、家庭、地域、行政が協力しあいながら、本市の子どもたちが、変化の激しい社会の中で、しっかり思考し、判断する力、選択する力を高め、自分の思いをしっかり表現できる力を身につけてほしいと考えます。

豊かな人間性・社会性を身につける力

生命を大切にする心、自他を尊重する心をはぐくむとともに、人とつながり、共同作業をするために必要な社会性やコミュニケーション能力を高めてほしいと考えます。

健やかな心身と生活習慣を実現する力

生涯にわたって健やかな心身をはぐくみ、様々な関心事に積極的にチャレンジする人となる基礎をつくるために、よき生活習慣を身につけてほしいと考えます。

学校、家庭、地域、教育委員会に期待される役割

対象	ア 学校の役割	イ 家庭(親)の役割	ウ 地域社会(大人)の役割
学校・子どもには	子どもたちへの教育の基盤となる。集団生活の場を通して、社会性・協調性をはぐくむ。 ・様々な学習活動 ・クラブ活動 ・部活動	充実した学校生活を送るために、子どもの生活習慣をより良いものにする。 ・早寝、早起き、朝ご飯、家庭学習の習慣化 学習活動及び学校行事に協力する。 ・P T A 活動	学習の成果を活かした学校支援を行う。 ・学校支援地域本部 ・部活動支援 子どもたちの活動拠点(居場所)で多様な学びや体験の場を提供する。 ・すくすく教室
家庭(親)には	より良い生活習慣の定着を支援する。 ・家庭学習の手引	子どもの成長を見守り、社会規範やルールなど、子どもが生きていくために必要なしつけを愛情を持って行う。	子育て、親育ちを地域全体で支援する。 ・青少年健全育成推進
(大人)には 地域社会	地域の生涯学習活動に協力する。 ・教室、体育館、グラウンドの開放	子どもとともに地域活動に協力する。 ・子供会活動・行事 ・ボランティア活動	学び合う地域・子どもをはぐくむ地域づくりを推進する。 ・地域コミュニティの醸成

行政(教育委員会)による支援・下支え

対象	行政(教育委員会)の役割 (上の表のア・イ・ウに対応)	
ア 学校には	より良い教育環境を創設・維持する。 ・施設の改修及び備品の更新	教員が子どもと向き合う時間を確保する。 ・学習支援員の導入 ・校務の効率化及び事務の簡素化
イ 家庭(親) には	子どもが安心して就学できるように努める。 ・就学援助制度	
ウ 地域社会 (大人)には	学習、スポーツ、文化芸術活動の環境を創設・維持する。 ・社会教育施設及びコミュニティセンターの整備 ・生涯学習の情報提供	